

豊明市下水道排水設備施行要覧



平成29年4月

経済建設部下水道課

目 次

第1章	下水道の目的と役割と財源
第1節	下水道の目的
第2節	下水道の役割
第3節	下水道整備の財源
第2章	下水道のしくみと種類
第1節	下水道のしくみ
第2節	下水道の種類
第3節	公共下水道の供用開始
第4節	改造資金融資あっせん及び利子補給
第5節	下水道使用料
第3章	排水設備
第1節	排水設備の概要
第2節	排水設備の設置等
第3節	排水設備の事務取扱い要領
第4節	屋外排水設備の設計基準（汚水）
第5節	屋内排水設備の設計基準（汚水）
第6節	屋内外排水設備の設計基準（雨水）
第7節	設計図等記載要領
第4章	汚水接続ます
第5章	事前の調査、測量
第6章	用語の定義と関係法令 各種様式

第1章 下水道の目的と役割と財源

第1節 下水道の目的

下水道は、一定の地域における生活又は生産活動によって排出される汚水及び雨水を収集すると共に、さらにこの汚水を処理し放流することにより、衛生的な生活環境をつくるばかりでなく、雨水も速やかに排除して浸水を防ぎ、併せて公共水域の水質の保全に資することを目的とする。

第2節 下水道の役割

1. 雨水の排除

下水道は、雨水による浸水を防除し、生命や貴重な財産を守る重要な施設である。

2. 住宅周辺の環境改善

下水道が整備されることにより、側溝や低地に停滞していた汚水が速やかに排除され、ハエ、蚊、悪臭等がなくなり、衛生的な居住環境が得られる。

3. 公共水域の水質保全

下水道の整備により、河川、湖沼、海等の水質汚濁を防止し、良好な自然環境を保全することができる。

4. 水源の確保

下水道の普及により、水質の良化に伴い水源の確保が容易になる。

5. 便所の水洗化

下水道の整備により、便所の水洗化が可能となり、快適でより文化的な生活を営むことができる。

以上、下水道の整備によって、住民の快適な生活環境を確保すると共に自然環境の保全することができるということは、国民あげての問題であり、下水道の整備を促進すると共に、建物等の排水設備を速やかに下水道に接続することが国民の義務である。

第3節 下水道整備の財源

下水道を整備するにあたり巨額の費用が掛かります。この内訳は、国庫補助金、県補助金、市費（都市計画税等）及び受益者負担金からなり、これらの費用を基に管渠等の埋設、ポンプ場、終末処理場の建設及びこれらを完成させるための関連工事（水道管、ガス管の移設及び舗装復旧等）などに充てられます。

第2章 下水道のしくみと種類

第1節 下水道のしくみ

下水道は大別して、管路施設、中継ポンプ場及び終末処理場から構成されている。工場、事業場及び各家庭から発生した、汚水排水及び雨水排水を管路施設等で収集され、終末処理場で処理された後、公共水域へ放流される。

1. 下水の排除方式

下水の排除方法には、「分流式」と「合流式」の2通りがある。

- ◎ 分流式とは、汚水と雨水を別々の管渠で集めて、汚水は処理場で処理し、雨水は直接河川等に放流する。
- ◎ 合流式とは、汚水と雨水を同じ管渠で集めて同じ処理場で処理をする。
(豊明市の下水の排除方法は分流式としている)

第2節 下水道の種類

下水道は、「公共下水道」、「流域下水道」及び「都市下水路」の3種類に分けられる。

1. 公共下水道

公共下水道は、主として市街地における、汚水及び雨水を処理、又は、排除するために地方公共団体が、設置及び管理する下水道で、終末処理場を有するものと、流域下水道に接続するものがある。施設の相当部分が暗渠で占められている。

2. 流域下水道

2つ以上の市町村の下水を処理し排除する下水道で、特に水質保全が必要である重要な水域を対象に実施され、その設置及び管理は原則として都道府県が行うものをいう。

3. 都市下水路

主として、市街地の雨水排除を目的として、地方公共団体が設置及び管理している施設で相当の部分が開渠で占められている。法令上定められた規模以上のもので指定されたものをいう。

第3節 公共下水道の供用開始

公共下水道が整備され、一般住民の利用に供することができる状態になると供用開始の告示が行われる。

1. 排水設備の設置義務（下水道法第10条第1項）

供用開始により処理区域になった、給水施設を有する建物（土地）の所有者は、遅滞なく排水設備を設置する義務が生じる。

2. 水洗便所への改造義務等（下水道法第11条の3第1項）

汲み取り便所が設けられている建物を所有する者は、下水の処理を開始すべき日から3年以内に、水洗便所に改善する義務を負う。

3. 排水設備の設置義務の免除（下水道法第10条第1項ただし書）
特別な事情により公共下水道管理者の許可を受けた場合、その他政令で定める場合においては、免除を受けることができる。ただし次の事項を満たしている必要がある。
 - ① 公共下水域へ排除する下水の水質が、水質汚濁防止法その他関係法令の基準に適合していること。
 - ② 免除する排水施設と排水設備が完全に分離されていること。
 - ③ 免除する下水に生活排水、し尿が含まれていないこと。
 - ④ その他、公共下水道管理者が特に必要でないと認めた場合。
4. 排水に関する受忍義務等（下水道法第11条）
他人の土地や排水設備を使用しなければ、公共下水道に接続できない場合、他人の土地や排水設備を使用することができる。当該土地の所有者又は排水設備の所有者に受忍義務を課している。
 - ① 他人の土地や排水設備を使用する場合、占有者にその旨を告げなくてはならない。
 - ② 他人の土地や排水設備を使用する場合、占有者に最も損害のない場所又は箇所及び方法を選ばなければならない。
 - ③ 使用する場合、その利益を受ける割合に応じて、その設備、改築、修繕及び維持に要する費用を負担しなければならない。
 - ④ 他人の土地を使用した場合は、当該使用により他人に損失を与えた場合その者に対して、通常の損失補償をしなければならない。
5. し尿浄化槽の取扱い
公共下水道へ接続する場合、し尿浄化槽は廃止しなければならない。

第4節 改造資金の融資あっせん及び利子補給

汲み取り便所を水洗便所に改造したり、排水設備を整備するのに、工事資金が必要になります。そのために、市では皆さんの負担を少しでも軽くするために、この制度を実施しています。

第5節 下水道使用料

使用開始日から水道水を使用した場合は水道使用水量、その他の場合は、市の定めた算定方法により認定した量に、使用料が算出されます。この使用料は管路施設等及び終末処理場の維持管理等の費用に使用されます。

第3章 排水設備

第1節 排水設備の概要

排水設備は、公共下水道を使用する住民の設備（財産）として住民の費用で設置され、住民責任で維持管理されるものです。

1. 排水設備の定義及び設置義務

下水道法第10条では、「公共下水道の供用が開始された場合においては、当該公共下水道の土地（建物）の所有者、もしくは使用者又は占有者は、遅滞なく、次の区分に従って、その土地の下水を公共下水道に流入させるために必要な排水管、排水渠その他の排水施設を設置しなければならない。」と規定されており、個々の宅内等で発生した生活排水、雨水等の下水を公共下水道に流入させるために設置する排水管等の施設を排水設備という。

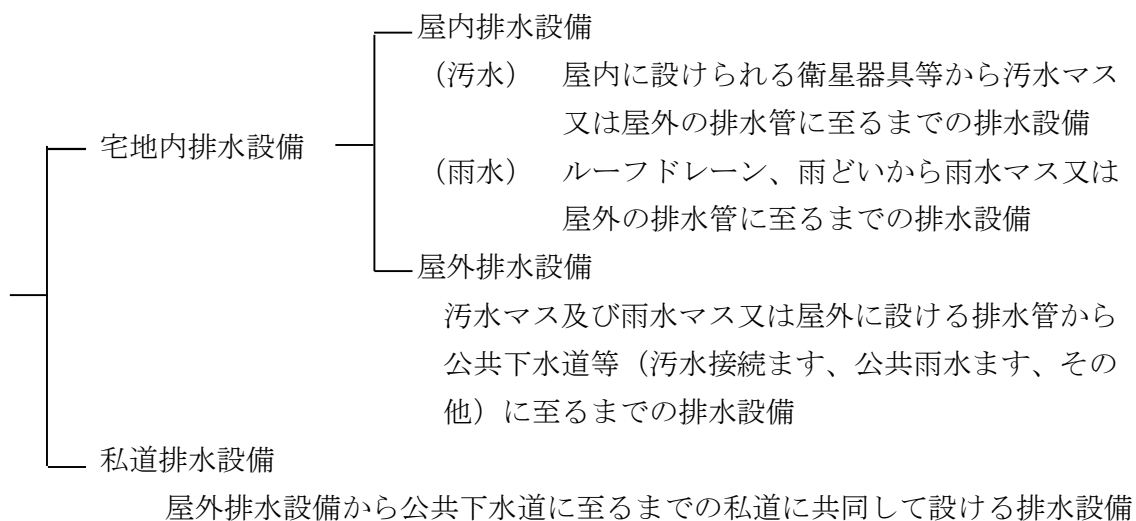
2. 公共下水道と排水設備

下水道施設は、管路施設、ポンプ場施設、終末処理場施設及びこれらを補完する施設で構成されているが、これらが整備されても、個々の使用者が排水設備を設置しなければ、下水道整備の目的が達成できないことになる。

3. 排水設備の種類と範囲

排水設備は、その設置場所によって、個々の敷地内に設置される宅内排水設備と私道に当該私道の関係者が共同で設置する私道排水設備に分類され、更に宅内排水設備のうち、建物内に設置される「衛生器具」、「屋内排水管」などを屋内排水設備といい、屋外に設置される「マス」、「敷地排水管」などを屋外排水設備という。すなわち、汚水については、生活等の用に供されてその使命の終わったところから、雨水については、雨水を受ける設備に達したところから公共下水道に流入するまでの施設。

排水設備は、設置場所によって、次のように分類される。



第2節 排水設備の設置等

1. 排水設備の接続方法

排水設備の新設、増設及び改築を行おうとするときは、汚水を排除すべき排水設備にあっては汚水接続ますに固着させ、雨水を排除すべき排水設備は雨水を排除すべきものに固着させる。排水設備を接続ますに固着させるときは、公共下水道の施設の機能を妨げ、又はその施設を損傷するおそれのない個所及び工事の実施で、規則に定めるところによる。

2. 排水設備の内径

汚水のみを排出すべき管渠の径は、市長が特別の理由があると認めた場合を除き、次の表とする。ただし、一つの建築物から排出される汚水の一部を排除すべき排水管で延長が3メートル以下の枝管の内径は、75ミリメートル以上とすることができる。

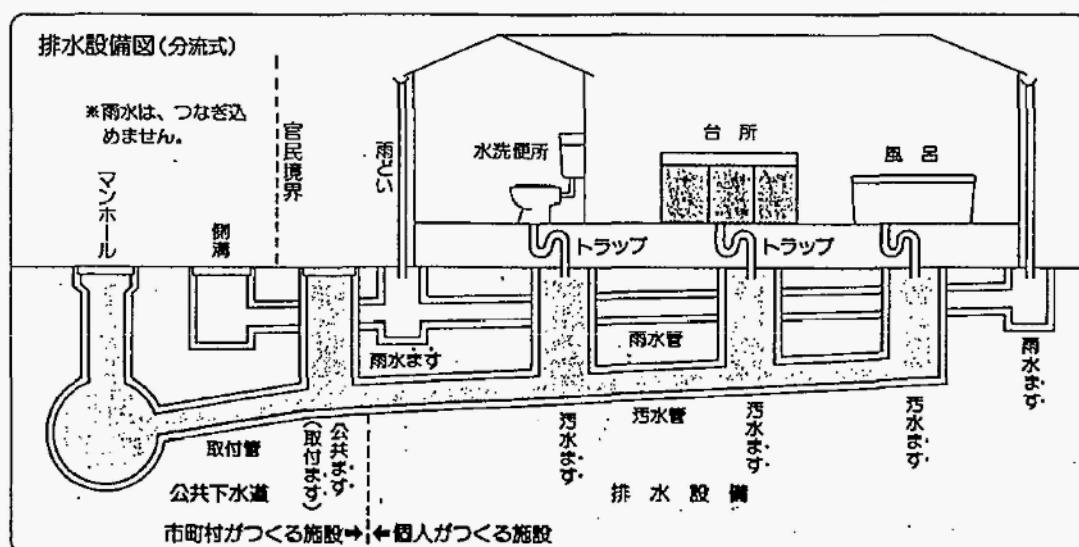
排水人口（単位人）	排水管の内径（単位ミリメートル）
150未満	100以上
150以上300未満	150以上
300以上600未満	200以上
600以上	250以上

雨水等を排除すべき管渠の径又は内のり幅は、特別の理由がある場合を除き、次の表とする。ただし、一つの敷地から排出される雨水の排除すべき排水管で延長が3メートル以下の枝管の内径は、75ミリメートル以上とすることができる。

排水面積（単位平方メートル）	排水管の内径（単位ミリメートル）
200未満	100以上
200以上600未満	150以上
600以上	200以上

3. 取付管の設置

市が設置した取付管以外に接続する取付管の新設又は増設をしようとする場合は、あらかじめ市長の承認を得て設置するものとし、その費用及び当該工事に伴う公共下水道の改築費用を負担しなければならない。



第3節 排水設備の事務取扱い要領

排水設備の設置又は構造については、関係法令の規定に適合するものであることと、規則で定めるところより、申請書に必要な書類を添付し、市長の確認を受けなければならない。

1. 排水設備工事の施工者

排水設備工事は、法令で定められた構造基準に適合した施工がなされなければならない。このため、屋外の排水設備は構造基準により適切な施工が実施されるよう「豊明市下水道条例第9条」に基づき、指定工事店制度を設けている。ただし、屋内排水設備（衛生器具等）については、必ずしも指定工事店で施工しなくてもよいが、排水設備の設計にあたり十分な協議をすること。

この指定工事店は、「豊明市下水道排水設備指定工事店規則」の規定により責任技術者が1名以上専属していること、工事の施工に必要な設備及び器材を有していること等の資格条件があり、指定の無い業者では排水設備工事を行うことができない。

2. 排水設備等の計画の確認

排水設備の新設、増設及び改築を行おうとする者は、豊明市下水道条例施行規則で定める様式第2号により、工事施工前に申請し、関係法令の規定に適合するものであるか確認を受ける。

- ◎ 新設とは、新たに排水設備を設置し下水管に接続する場合と、供用開始に伴い、既存の排水設備を利用若しくは改造して下水管に接続する場合をいう。
- ◎ 増築とは、既存の排水設備を変更せずに、新たに設備を接続する場合をいう。
- ◎ 改築とは、既存の排水設備を全部又は一部を撤去して、新たに設置する場合をいう。
- ◎ 公共下水道若しくは、流域下水道の施設の機能を妨げ、また著しく損傷の恐れがある下水を接続する場合は、法令で定める基準に従い、条例等で定められている下水による障害を除去するために必要な施設（除害施設及び阻集器等）を設ける。

3. 排水設備工事の計画の確認を受けなくてもよい工事の範囲

排水設備の使用形態を変更しない衛生器具等の取替え、ます等の破損による交換及び補修工事とする。

4. 排水設備工事等計画確認申請の手続き

① 計画確認事務の代行

排水設備工事等計画確認及び工事施工において、申請者より指定工事店に依頼があった場合は、その申請書の作成において、専門的知識を要することについては、代書することができる。又事務手続きを代行することができる。

② 排水設備工事等計画確認及び除害施設工事計画確認申請書の作成

豊明市下水道条例施行規則第5条で定める様式第2号及び様式第3号に所定の事項を記入し、併せて、次に示す図書を添付して提出する。

ア. 設置場所の案内図

イ. 設備平面図（全ての階）

ウ. 排水管立図（全ての階）

エ. 縦断図（建物の敷地面積が1ヘクタール以上の場合）

オ. 除害施設等の特殊構造図

カ. 汚水接続ます設置申請書（汚水接続ます設置要綱第6条第1号）

キ. 汚水接続ます設置承諾書（汚水接続ます設置要綱第6条第2号）

ク. 他人の排水設備を利用する場合は、その旨について同意した書類

③ 排水設備工事等計画確認及び除害施設工事計画確認申請の確認通知

この申請書を確認したときは、豊明市下水道条例施行規則第5条で定める様式第4号及び様式第5号により、申請者に交付する。

④ 排水設備工事等完了届の提出

排水設備等の新設等を行った者は、その工事が完了した日から5日以内に豊明市下水道条例施行規則第6条で定める様式第6号の完了届を提出しなければならない。

⑤ 排水設備工事等の完了検査

完了届の提出がされた場合、速やかに市職員により検査を行い、その工事が排水設備等の設備及び構造に関する法令の規定に適合していると認めるときは、豊明市下水道条例施行規則第6条で定める様式第7号により、検査済証を豊明市下水道条例施行規則第6条で定める様式第8号により、検査済章標を交付する。

5. 使用開始等の届出
使用開始届出は、排水設備工事等完了届出日とし、使用開始日は完了検査日とする。
使用休止届出は、給水を休止した日とする。
使用再開届出は、給水を再開した日とする。
使用廃止届出は、給水を廃止した日とする。
6. 使用者の変更届出
使用者の変更があったときには、排水設備使用者変更届を遅滞なくその旨を市長に提出しなければならない。
7. 排水設備等の設置に当たり、次の各号のいずれかに該当する者は、豊明市下水道条例第26条により罰する。
 - ① 確認を受けずに、排水設備等の新設等の工事を実施した者
 - ② 完了届を工事完了後、5日以内に提出しなかった者
 - ③ 指定工事店以外で、排水設備等の新設等の工事を実施した者
 - ④ 除害施設の設置及び水洗便所への改造をしないで使用した者
 - ⑤ 除害施設管理責任者届及び使用開始届を怠った者
 - ⑥ 使用料を算定するために必要な資料の提出を拒否、又は怠った者
 - ⑦ 占用物件を廃止若しくは、除却し現状回復の規定に違反した者
 - ⑧ 不実の記載のあるものを提出した者

第4節 屋外排水設備の設計基準（污水）

下水は分流方式とし、排水管は原則として自然流下方式であり、污水が円滑に排水されるよう、次の規定により設けるものとする。

1. 配管計画は、屋内排水設備から排出箇所、污水接続ます等の排水施設の位置及び敷地の形状等を考慮して定める。

管径及び勾配は、排水を支障なく流下させるように定める。

- ① 污水のみを排除する排水管の管径及び勾配は特別な場合を除き、排水人口により決定します。

排水人口（人）	管径（mm）	勾配
150未満	100	100分の2.0以上100分の1.0未満
150以上300未満	150	100分の1.7以上100分の0.8未満
300以上600未満	200	100分の1.5以上100分の0.65未満
600以上	250	100分の1.2以上100分の0.45未満

- ② 工場・事業場排水がある場合は、流量に応じて管径及び勾配を決める。
- ③ 管内流速は、掃流力を考慮して、0.6～1.5 m/秒の範囲とする。
- ④ 配管は屋内排水設備・接続ますの位置及び敷地の形状などを考慮して、最短でかつ機能上支障の生じない適切な経路とする。
- ⑤ 污水管と雨水管が交差する場合は、雨水管を上部にする。
- ⑥ 污水管と雨水管が並ぶ場合は、污水管を建物側にする。
- ⑦ 管渠勾配は、やむを得ない場合を除き、100分の1.0以上とする。
- ⑧ 排水管を埋設するにあたり、宅地内では、土かぶりは20 cm以上とし、私道等においては45 cm以上とする。

3. 排水管の種類

- ① 硬質塩化ビニル管の薄肉管（VU管）を使用します。ただし、露出配管や過大な荷重が加わる場合は、厚肉管（VP管）を選定する。

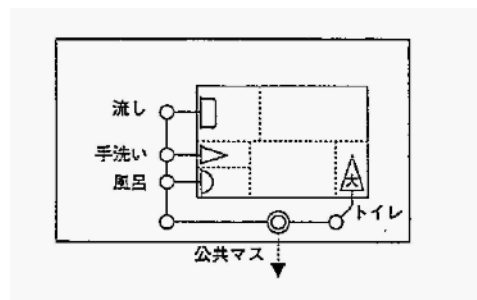
使用する継手は、VU管にはVU継手、VP管にはDV継手とする。

- ② 上記以外の管種を使用する場合は、JIS規格品を原則とする。

4. マスの設置場所と口径

排水管の清掃や点検を容易にするため、次の箇所にマス进行します。

- ア. 排水管の起点
- イ. 排水管の屈曲点
- ウ. 排水管の合流点（本線合流）
- エ. 排水枝管の合流点
- オ. 排水管の延長が、その管径の120倍を超えない範囲において、排水管の維持管理上適切な箇所



参考

排水管径	マスの口径	会合可能本数	マスの深さ
75mm	125mm	3本	40cm以下
100mm	150mm	3本	60cm以下
	200mm	4本	120cm以下
	300mm	4本	200cm以下
125mm	200mm	3本	120cm以下
	300mm	4本	200cm以下
150mm	200mm	3本	120cm以下
	300mm	4本	200cm以下

5. トラップマス

排水設備から下水臭気が室内に侵入するのを防止させるため、原則として器具トラップを設置しますが、器具にトラップがなく直接排水管と接続する場合、既設設備など器具トラップ取付工事が技術的に困難な場合などは、小口径トラップマスを用います。ただし二重トラップとならないように注意すること。

6. ドロップマス

汚水接続ます等で大きな落差が生じる場合には、ドロップマスを設置する。ドロップマスを設置する位置は汚水接続ますから上流側50cm～1m程度を基準とする。

7. 通気管

通気管は、サイホン作用及びはね出し作用から排水器具トラップの封水を保護し、排水管路内の流水を円滑にするとともに排水時の騒音を低減するために設置するが、一般住宅においては必要ありません。ただし、2階建て以上の建物、共同住宅などの複数の排水設備器具が設置される場合は、各々単独で配管する場合の他は誘導サイホン作用が生じやすく、封水破壊の恐れがある場合は通気管を設けるものとする。

8. 掃除口

排水管には、管内の掃除が容易にできるように適切な位置に設ける。

① 掃除口は、次の箇所に設ける。

- ア. 排水横枝管及び排水横主管の起点
- イ. 延長が長い排水横枝管及び排水管横主管の途中
- ウ. 排水管が45°を超える角度で方向を変える箇所
- エ. 排水立て管の最下部又はその付近
- オ. 排水横主管と屋外の排水管の接続箇所に近いところ
- カ. 上記以外で特に必要と思われる箇所

② 周囲の壁、はりなどが掃除の支障となるような場合は、原則として、管径65mm以上の場合には300mm以上、管径75mm以上の場合は450mm以上の空間を掃除口の周囲にとる。

排水横枝管の掃除口取付間隔は、原則として、排水管の管径が100mm以下の

場合には15m以内、100mmを超える場合は30m以内とする。

- ③ 掃除口を地中埋設管に設ける場合には、その配管の一部を床仕上げ面又は地盤面、若しくはそれ以上まで立ち上げる。ただし、この方法は、管径が200mm以下の場合に用いる。
- ④ 隠ぺい配管の場合には、壁又は床仕上げ面と同一面まで配管の一部を延長して掃除口を取り付ける。また、掃除口をやむを得ず隠ぺいする場合は、その上部に化粧蓋を設けるなどして掃除に支障ないようにする。
- ⑤ 排水立て管の最下部に掃除口を設けるための空間がない場合等は、その配管一部を床仕上げ面又は壁面の外側まで延長して掃除口を取り付ける。
- ⑥ 掃除口は、排水の流れと反対又は直角に開口するように設ける。
- ⑦ 掃除口の蓋は、漏水がなく臭気が漏れない密閉式のものとする。
- ⑧ 掃除口の口径は、排水管の管径が100mm以下の場合は、排水管と同一の口径とし、100mmを超える場合は100mmより小さくしてはならない。
- ⑨ 地中埋設管に対しては、十分な掃除のできる排水マスを設置しなければならない。ただし、管径が200mm以下の配管の場合は掃除口でもよい。この場合、排水管の一部を地表面又は建物外部まで延長して取り付ける。
なお、容易に取り外すことができる器具トラップ等で、これを取り外すことにより排水管の掃除に支障がないと認められる場合は、掃除口を省略してもよい。ただし、器具排水管に2箇所以上の曲がりがある場合は、掃除口は省略しない。

9. 水洗便所

水洗便所に設置する便器及び付属器具は、洗浄、排水、封水等の機能を保持したものであるとする。

10. 工場、事業場排水

工場や事業場からの排水のうち、下水道施設の機能を妨げ、施設の損傷を及ぼす恐れのある下水は、除害施設等を設置し、排水基準に適合するようにする。なお、「豊明市下水道条例第11号」「流域下水道の放流水に関する排水基準」に定める基準に適合しない排水は、接続してはならない。

第5節 屋内排水設備の設計基準（污水）

屋内排水設備の設置にあたっては、次の事項を考慮し、円滑、かつ速やかに屋外排水設備に導くため設ける。

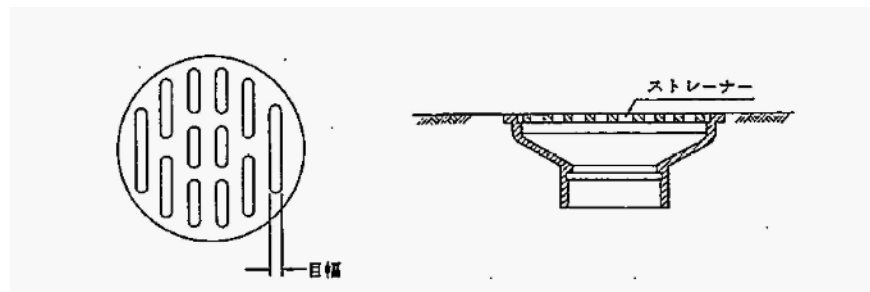
- ◎ 屋内排水設備の排水系統は、排水の種類、衛生器具等の種類及びその設置位置に合わせて適正に定める。
- ◎ 屋内排水設備は、建物の規模、用途、構造を配慮し、常にその機能を発揮できるよう、支持、固定、防護等により、安全な状態にする。
- ◎ 大きな流入音、異常な振動、排水の逆流などが生じないものとする。
- ◎ 衛生器具は、数量、配置、構造、材質等が適正であり排水系統に正しく接続されたものとする。
- ◎ 排水系統と通気系統が適切に組み合わせられたものとする。
- ◎ 排水系統、通気系統共に、十分に耐久的で保守管理が容易にできるものとする。
- ◎ 建築工事、建築設備工事との調整を十分に行う。

1. 排水系統の設計

排水管は、屋内排水設備の主要な部分であり、円滑な機能し施工や維持管理が容易で建設費が低価格となるよう配慮すると共に建築基準法施行令に適合するよう配管計画を定める。なお、次に規定する施設を設ける。

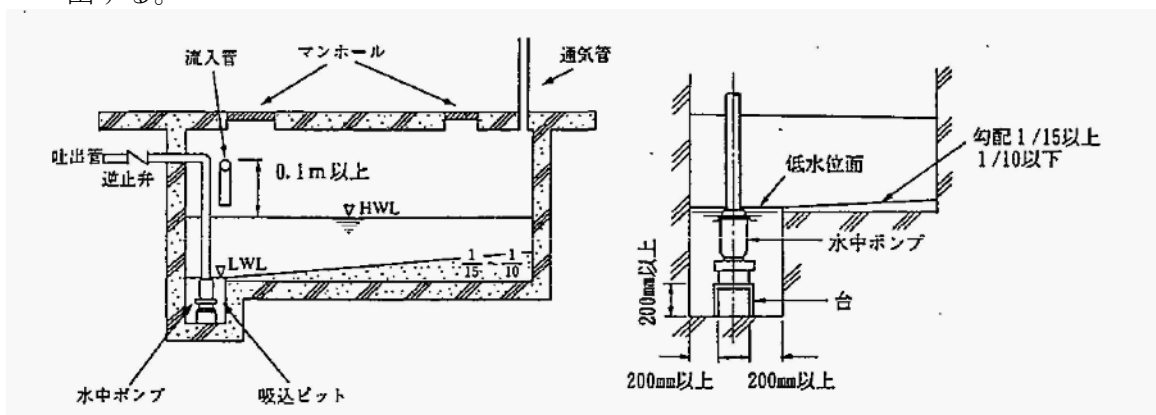
◎ ストレーナー

浴場、流し場等の床排水口には、取外しできるストレーナーを設けなければならない。また、ストレーナーの開口有効面積は、流出側に接続する排水管の断面以上とし、目幅は、直径8mmの球が通過しない大きさとする。



◎ 排水槽

階の排水又は、低水位の排水が、自然流下によって直接公共下水に排出できない場合には、排水槽を設置して排水を一時貯留し、排水ポンプでくみ上げて排出する。



◎ 阻集器

油脂、ガソリン、土砂、その他下水道施設の機能を著しく妨げ、又排水管等を損傷するおそれがある物質あるいは危険な物質を含む下水を公共下水に排出する場合は、阻集器を設けなければならない。

① 阻集器設置上の留意点

ア. 使用目的に適合した阻集器を有効な位置に設ける。その位置は、容易に維持管理ができ、有害物質を排出する恐れのある器具又は装置のできるだけ近くが望ましい。

イ. 阻集器は汚水から油脂、ガソリン、土砂等を有効に阻止分離できる構造とし、分離を必要とする以外の下水を混入させないものとする。

ウ. 容易に保守、点検できる構造とし、材質はステンレス製、鋼製、鋳鉄製、コンクリート製、又は樹脂製の不透水性、耐食性のものとする。

エ. 阻集器に密閉蓋を使用する場合は、適切な通気が取れる構造とする。

阻集器は、原則としてトラップ機能を有するものとする。これに器具トラップを接続すると、二重トラップとなる恐れがあるので十分注意する。なお、トラップ機能を有しない阻集器を用いる場合は、その阻集器の直近下流にトラップを設ける。

オ. トラップの封水は、5 cm 以上とする。

② 阻集器の種類

ア. グリース阻集器

営業用調理場等からの汚水中に含まれている油脂類を中で冷却し、凝固させて除去し、排水管中に流入して管を詰まらせるのを防止する。器内には隔板をさまざまな位置に設けて、流入してくる汚水中の油脂の分離効果を高める。

イ. オイル阻集器

給油場等次に示すガソリン、油類の流出する箇所に設け、ガソリン、油類を阻集器の水面に浮かべて除去し、排水管中に流入して悪臭や爆発事故の発生を防止する。オイル阻集器に設ける通気管は、他の通気管と兼用せず独立のものとする。なお、設置を義務付けられる建物は下記のとおりとする。

- i ガソリン供給所、給油場
- ii ガソリンを貯蔵しているガレージ
- iii 可燃性溶剤、揮発性の液体を製造又は使用する工場、事業場
- iv その他自動車整備工場等機械油の流出する事業場

ウ. サンド阻集器及びセメント阻集器

排水中に泥、砂、セメントなどを多量に含むときは、阻集器を設け固形物を分離する。底部の泥だめの深さは、150 mm 以上とする。

エ. ヘア阻集器

理髪店、美容院の洗面、洗髪器に取り付けて、毛髪が排水管に流入するのを阻止する。又、プールや公衆浴場には大型のヘア阻集器を設ける。

オ. ランドリー阻集器

営業用洗濯場等からの汚水中に含まれる糸くず、布くず、ボタン等を有効に分離する。阻集器の中には、取り外し可能なバスケット形スクリーンを設ける。

カ. プラスタ阻集器

外科ギブス室や歯科技工室からの汚水中に含まれるプラスタ、貴金属等の不
落物質を分離する。

③ 阻集器の維持管理

ア. 阻集器に蓄積したグリース、可燃性廃液などの浮遊物、土砂、その他の沈殿物は、定期的（通常1週間に1回程度）に除去しなければならない。

イ. 阻集器から除去したごみ、汚泥、廃油等の処分は廃棄物の処理及び清掃に関する法律等によらなければならない。ただし、再利用する場合はこの限りではない。

第6節 屋内外排水設備の設計基準（雨水）

屋根等に降った雨水は、適切な方法で公共の排水路等に円滑に排水する。

① 雨水管の留事項

ア. 雨水管と屋内排水管等を接続すると、雨水が衛生器具にあふれだしたり、トラップの封水を破る恐れがあるので雨水管は排水管に接続しない。

イ. 雨水管と通気管を連結すると、通気管の機能を阻害し、屋内排水管の汚水の円滑な流れを妨げたり、トラップの封水を破る恐れがあるので雨水管は排水管に接続しない。

ウ. 市においては、下水は分流方式を採用しているので雨水管の污水管への接続はあってはならない。

第7節 設計図書等の記載方法

設計図は、位置図、平面図、配管立図、その他施工に必要な図面で構成する。（記載例を添付する。）

① 位置図

位置図は、設置場所、公道・私道の別、目印となる付近の建物、町名、字名、地番を漏れなく記入する。

② 平面図

平面図の縮尺は、1/200以上を基準とし、ただし、広大な敷地については、必要に応じてこれ以下でもよい。

③ 配管立図

排水設備の相互の関係を明確にするため配管立図を作成する。ただし、建築設計図の給排水設備図がある場合は、これに代えてもよい。

縮尺は、1/200以上を基準とし、ただし、広大な地については、必要に応じてこれ以下でもよい。

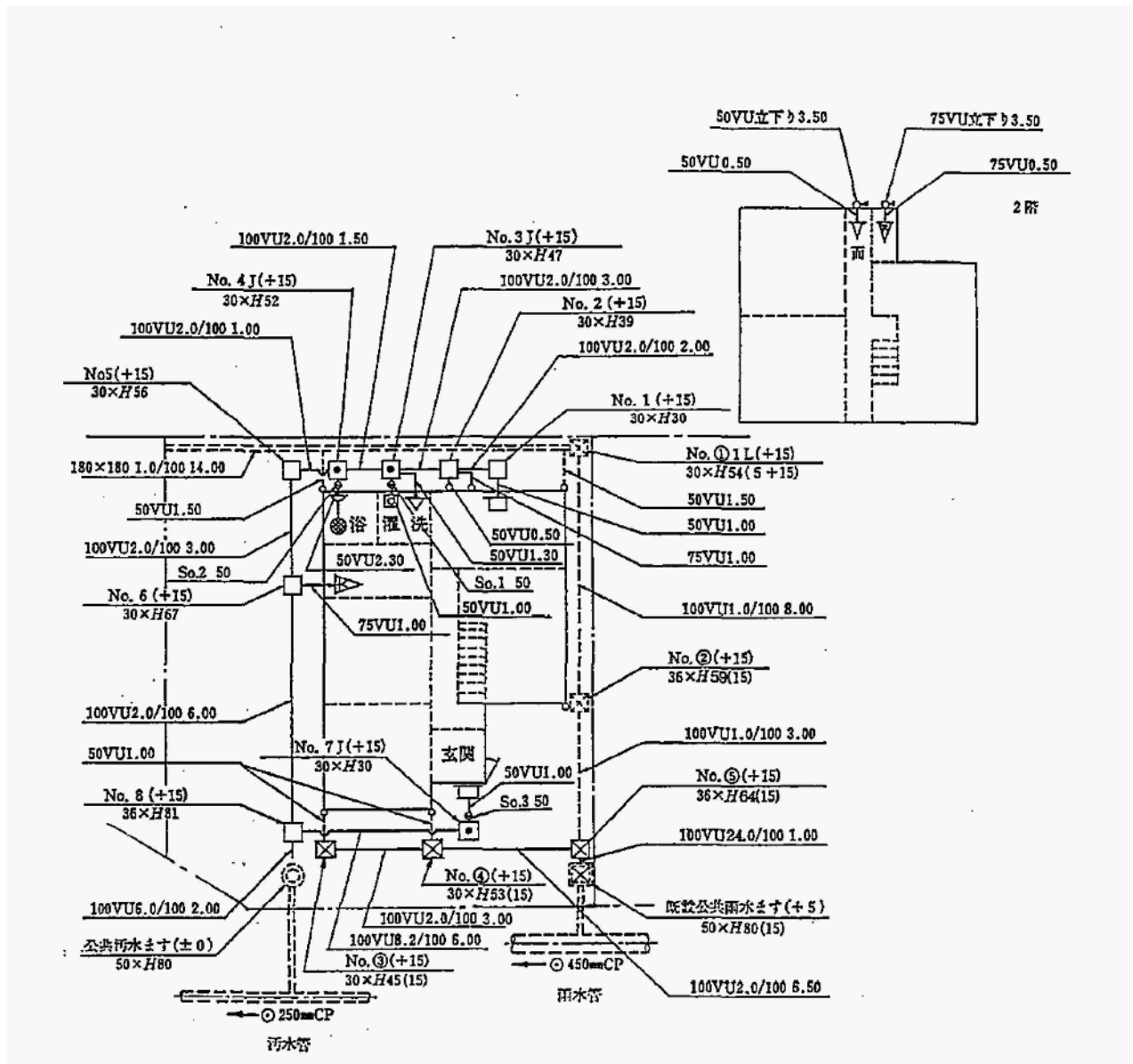
④ 構造物詳細図

阻集器等の除害施設がある場合は、その機能が分かる構造図を作成する。

⑤ その他の事項

3階建以上の建築物において階ごとの配管計画が異なる場合は、その代表的な階の平面図を作成する。又、地下階については、最深階の排水槽及び排水ポンプを含む平面図を作成する。

記載例 (配管立図を省略した場合)



注1 マスの上流と、下流には管低差を規定によりつける。汚水マスでは、汚物等の戻りがあるので便所からの排水管との会合点に設けるマスは、特に落差を必要とするためマスは5cmとし、他のマスは2cmとした。雨水マスは2cmとした。

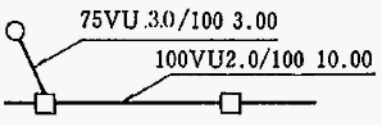
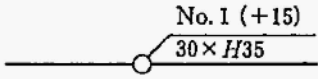
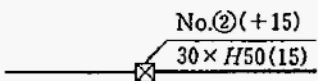
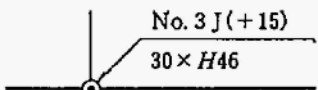
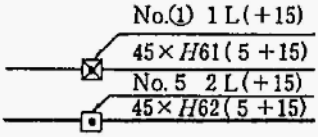
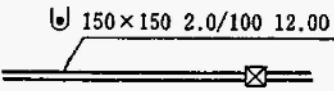
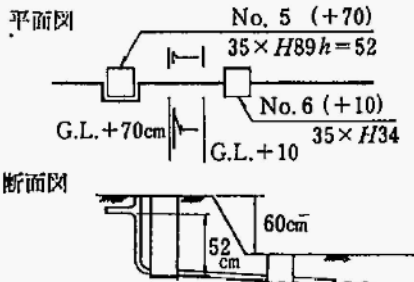

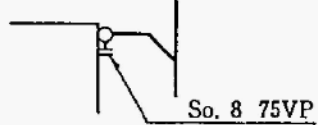
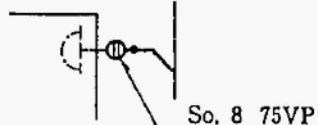
2 破線は既設を示す。

設計図の記号の例

名 称	記 号	備 考	名 称	記 号	備 考
大 便 器		トラップ付	硬 質 塩 化 管 ビ ニ ル	VP	一般管
小 便 器		トラップ付		VU	薄肉管
浴 場			硬 質 塩 化 管 ビ ニ ル 卵 形 管	EVP	
流 し 類			鉛 管	LP	
洗 濯 機		床排水、浴場に 排水してあるもの は除く	浄 化 槽		現場の形状に合 わせた大きさ、 形
手洗器、洗面器			底 部 有 孔 ます		丸ます
床 排 水 口					角ます
ト ラ ッ プ			公 共 汚 水 ます		
掃 除 口			公 共 雨 水 ます		
露 出 掃 除 口			側 溝 (道 路)		
阻 集 器			ト ラ ッ プ ます		丸ます
排 水 管					角ます
通 気 管			雨 ど い		
立 管			境 界 線		黒又は青
排水溝(宅地内)			建 物 外 壁		同上
汚 水 ます		丸ます 角ます	建 物 間 仕 切 り		同上
			新 設 管 (合 流 管 又 は 汚 水 管)		赤 色
ド ロ ッ プ ます (汚 水)		丸ます 角ます	雨 水 管		緑 色
分 離 ます			撤 去 管		黒 色
雨 水 ます		丸ます 角ます	既 設 又 は 在 来 管		赤…合流管又は 汚水管 緑…雨水管
ド ロ ッ プ ます (雨 水)		丸ます 角ます	鋼 管	GP	
陶 管	TP		鋳 鉄 管	CIP	
陶 製 卵 形 管	ETP		耐 火 二 層 管	FDP	
鉄 筋 コ ン ク リ ー ト 管	CP		強 化 プ ラ ス チ ッ ク 複 合 管	FRPM	

注 既設のます等は破線で表示する。

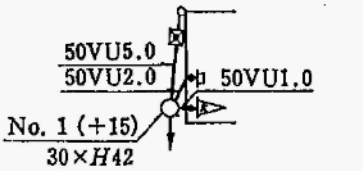
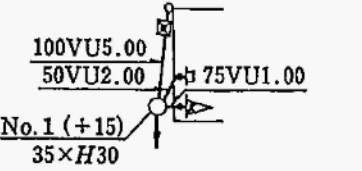
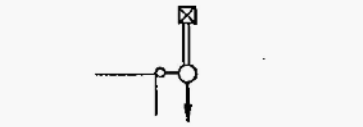
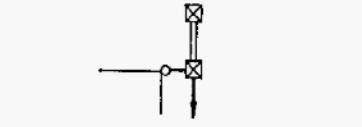
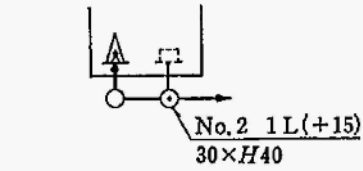
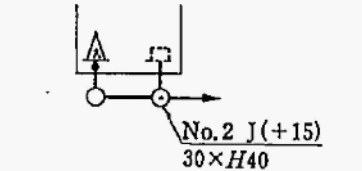
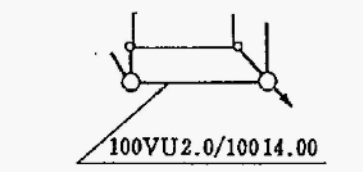
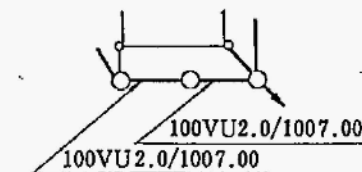
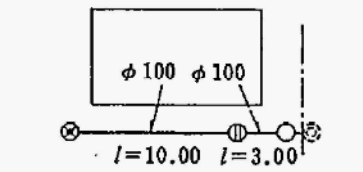
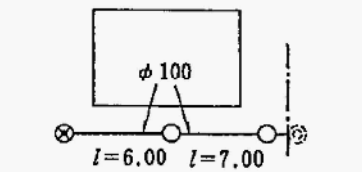
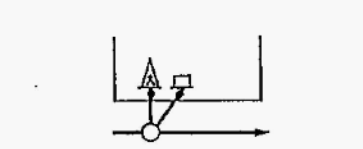
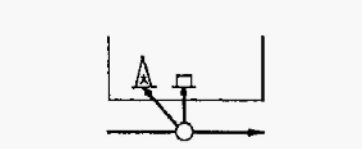
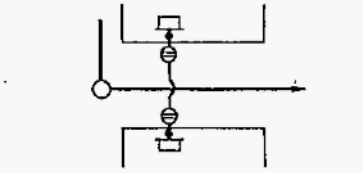
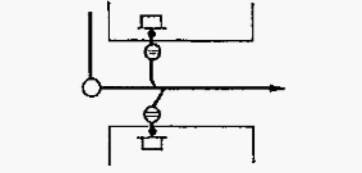
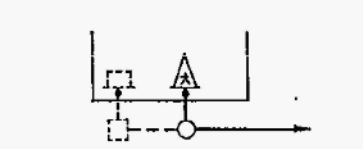
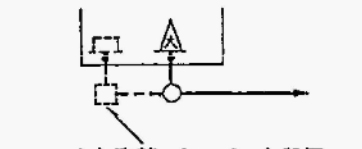
平面図の記載方法の例

種 別	記 載 内 容	記 載 例
排 水 管	管 径 管 種 勾 配 延 長	
汚水ます	ます番号 天 端 高 内 径 (内のり) 深 さ	
雨水ます	ます番号 天 端 高 内 径 (内のり) 深 さ 泥だめの深さ	
トラップます (J形, T形)	ます番号 形 式 天 端 高 内 径 (内のり) 深 さ	
トラップます (1L形, 2L形)	ます番号 形 式 天 端 高 内 径 (内のり) 深 さ トラップ封水深 泥だめ深	
排 水 (U 形)	内 の り 深 さ 勾 配 延 長	
ドロップます	ます番号 天 端 高 内 径 (内のり) 深 さ 落 差	
掃 除 口	掃除口番号 口 径	
露出掃除口	掃除口番号 口 径 管 種	
トラップ付掃除口	掃除口番号 口 径 管 種	

注 雨水ますのます番号は○で囲む表示する。

誤りやすい設計の例

a 合流式及び分流、合流共通

誤っている設計	正しい設計	説明
 <p>50VU5.0 50VU2.0 50VU1.0 No. 1 (+15) 30×H42</p>	 <p>100VU5.00 50VU2.00 75VU1.00 No. 1 (+15) 35×H30</p>	<p>排水管の最小管径、ますの大きさの規定に従う。</p>
		<p>敷地雨水排水を目的としてU形側溝を使用する場合は必ず雨水ますで受けて排水する。</p>
 <p>No. 2 1L(+15) 30×H40</p>	 <p>No. 2 J(+15) 30×H40</p>	<p>便所の汚水が流入する排水管に流し等からのトラップを有しない排水管を接続する場合はJ形トラップます又はT形トラップますを設置する。</p>
 <p>100VU2.0/10014.00</p>	 <p>100VU2.0/1007.00</p>	<p>排水管管径の120倍を超えない範囲内にますを設置する。 (下水道法施行令第8条)</p>
 <p>φ100 φ100 l=10.00 l=3.00</p>	 <p>φ100 l=6.00 l=7.00</p>	<p>ますとますの間の距離が排水管管径の120倍を超える場合には掃除口ではなくますを設ける。</p>
		<p>排水管の流れに支障をきたさないように接続する。</p>
		<p>3方向からの排水をまとめて1方向へ流すと同時排出による流れの乱れや固形物の停滞により悪影響が出るので接続位置をずらす。 (会合点でますを設置できない例)</p>
	 <p>ふた取替、インバート設置</p>	<p>既設のます及び排水管が使用できる場合に、有孔ふたは、密閉ふたに替え、底部にインバートを設置する。</p>

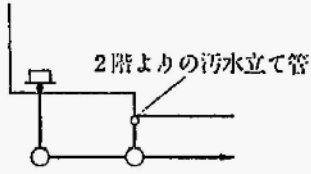
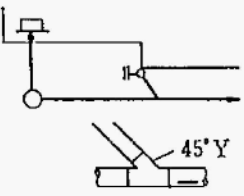
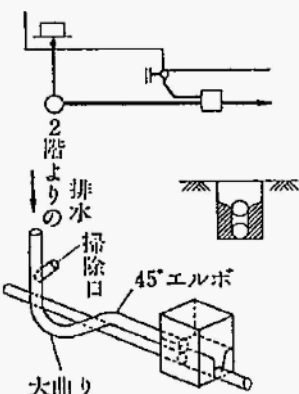
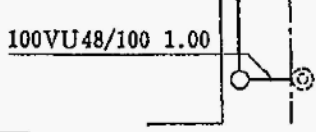
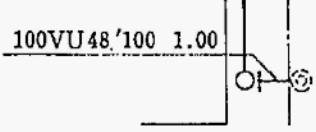
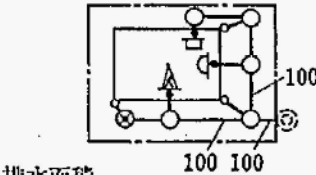
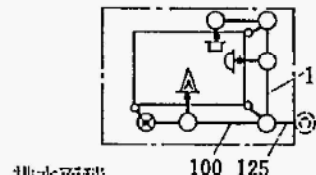
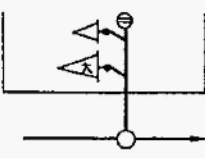
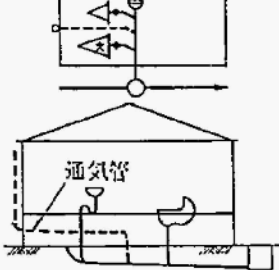
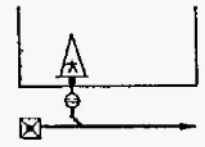
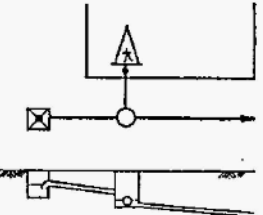
b 分流式

誤っている設計	正しい設計	説明
		洗濯機の排水を雨どいや雨水管に接続してはならない。必ず汚水管に接続させる。
		外流しにはトラップを設置し、汚水管に接続させる。
		管の交差部分の平面図は排水管が立体的に交差していることを表示する。 (接続方法としてはよい)
		しU形側溝へ雨水管を接続する場合は維持管理用のふたを有する箇所とする。
		分流区域内のガソリンスタンドの屋根の雨水は床面に流出させず雨水管又は側溝等の雨水排水施設に接続する。

11) 好ましくない設計の例を表3-10に示す。

表3-10 好ましくない設計の例

好ましくない設計	好ましい設計	説明
		雨どい排水は、特別な場合を除き雨水ますの設計を必要としない。 (合流式)
		雨どいの排水管を開きよにすることは、誤りではないが、維持管理上、暗きよがよい。
		起点ますは、できるだけ浅く、勾配で調整するようにする。(最小土かぶりは20cm) (合流式)

..好ましくない設計	好ましい設計	説 明
 <p>2階よりの汚水立て管</p>	<p>①</p>  <p>45° Y</p> <p>②</p>  <p>2階よりの排水 掃除口 45°エルボ 大曲り</p>	<p>2階からの排水立て管とますが近接している場合、ますに直結すると汚物がます内に飛散する。この場合は図①のように45° Yの継手により接続するか、図②のように上流からの管と上下並行になるように管を布設し、インバートの天端(肩)の高いますに接続することが望ましい。</p>
 <p>100VU48/100 1.00</p>	 <p>100VU48'100 1.00</p>	<p>公共ますと汚水ますの落差が大きく近接している場合は、ドロップますか底部有孔ますとすること。</p>
 <p>排水面積 250m²</p> <p>100 100</p>	 <p>排水面積 250m²</p> <p>100 125</p>	<p>合流管と管径はその管が負担する排水面積を考慮して定める。 (合流式の例)</p>
	 <p>通気管</p>	<p>大便器が接続している排水横枝管に他の排水器具を接続するとトラップの封水が破られやすくなるので個別に排水管又はますに接続させるか通気管を設ける。</p>
		<p>大便器が接続する管の上流に雨水ますがある場合は汚物が逆流しないようにますを設けステップを大きくして、できるだけ設置間隔(3m程度)を離す。 (合流式)</p>

第4章 汚水接続ます設置

1. 汚水接続ます設置時期

汚水接続ます設置は、排水設備等工事計画申請時により、屋外排水設備工事施工と同時期に設置するものとする。ただし、構造物等の影響を考え、事前に設置する場合もある。

2. 汚水接続ます設置費用

原則として、住宅等の建物がある土地については、1戸に1箇所又は、空き地等については500㎡に1箇所は市負担とし、500㎡を超えるごとに1箇所ずつ増やすことができる。なお、個人負担により接続ますを設置することができる。

3. 汚水接続ます設置場所

原則として、官民境界より民地側へ50cm以内とする。ただし、擁壁等の障害物がある場合は、それを避けた位置に設置することもできる。

4. 汚水接続ますの施工

汚水接続ます設置工事は、指定工事店が原則として施工するが、場合によっては、本管理設工事等に併わせ施工することもある。

5. 汚水接続ますの維持管理

汚水接続ますの維持管理は、使用者が行うものとし、排水設備の接続費、補修費、改築費、移設費等その他一切の費用は、使用者が負担する。ただし、使用者に起因がない場合は、市の負担とする。

6. 汚水接続ますの規格及び構造

汚水接続ますは円筒（内径20cm）とし、深さにより定める形状とする。また、蓋は設置場所や通行車両により選択する。

汚水接続ますの深さが100cm未満の場合は横型、100cm以上の場合は縦型にすることを標準とする。

玄関先、庭、通路、一般住宅の駐車場で舗装等を行う場合には、塩ビ製（T-2）を使用し、一般住宅の駐車場で舗装等を行わない場所には、铸铁製（T-2）を使用する。又、大型車両の乗り入れがある場合は、防護蓋を使用する。

ただし、現場条件により形状等を変更することもある。

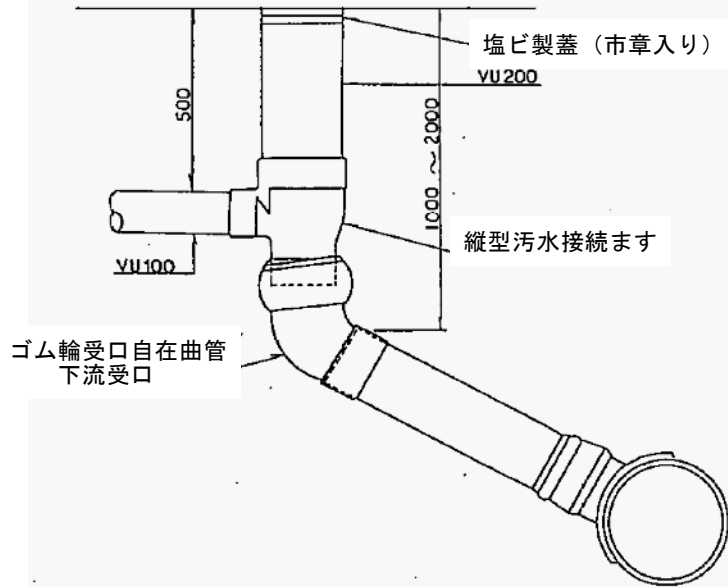
7. 汚水接続ます設置工事

ます設置箇所の掘削は素掘りとし、必要な余裕幅をとる。施工は人力とするが、現場状況しだいでは小型掘削機を使用してもかまわない。ただし、建築物に影響をおよぼす恐れがあると思われるときは、土留等の安全策をとること。埋戻しは、山砂等の購入土を使用し、水締め等の転圧により山砂等の不当沈下を防ぐとともにますの安定を図る。（施工図を参照）

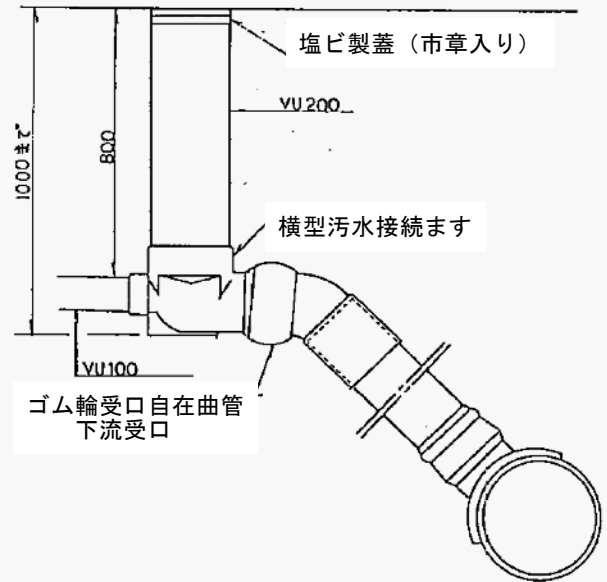
上記にない事項は、豊明市汚水接続ます設置要綱による。

汚水接続ます一般標準図

縦型タイプ

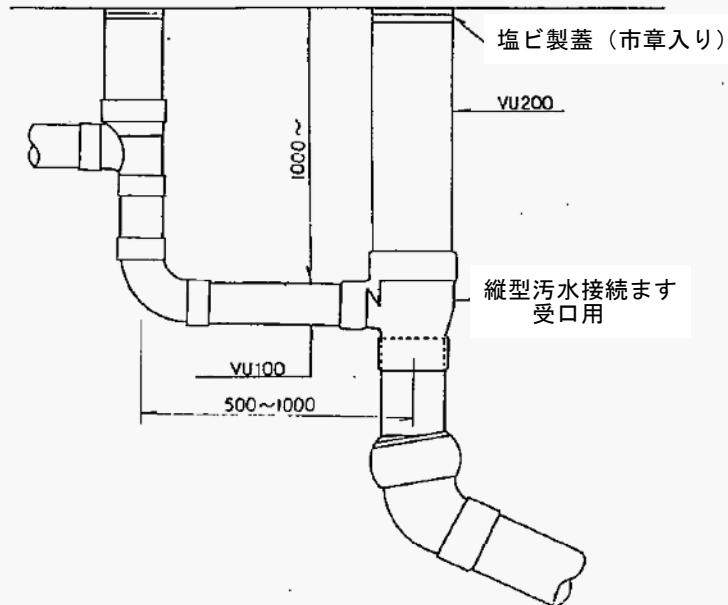


横型タイプ



ドロップます使用縦型タイプ

ドロップます



第5章 事前の調査、測量

第1節 調査

排水設備等の実施に当たり、事前調査を綿密にし現場の状況を把握しておくことが工事を円滑に進めるためにも、また、設計に忠実な施設を施工する上からも欠くことができない絶対条件である。

1. 排水設備工事における一般的調査項目
 - ① 設置場所の処理区域の有無及び告示年月日
 - ② 取付管の設置位置の確認
 - ③ 関係舎監の承諾等の確認
他人の土地を使用する場合、又は他人の排水設備を利用する場合
2. 排水設備工事における現場調査項目
 - ① 既設排水設備の合流部分の有無と改造の有無
 - ② 雨水排水を分離する場合の経路
 - ③ ガス、水道管等の埋設状況
 - ④ 宅内の衛生機器等のトラップの有無
 - ⑤ 屋外の状況（排水管等埋設による、樹木・石等の障害物の有無）
 - ⑥ 宅地の状況（擁壁等による汚水接続ますの設置への影響）

第2節 測量

排水設備等の施工に当たり、自然流下を基本とするため、高低管理が必要となる。最短距離を以って汚水接続ますへ接続することが不可欠である。

1. 距離測量
距離を測るには、必ず鋼・布巻尺等を使用する。
2. 水準測量
高低差を測るには、レベルと標尺を使用する。
以上の測量を行う場合は、測点に木杭等を打ち込んでおき、施工時に確認できることが必要である。
施工に当たっては、丁張り等を設置し、設計図書に定められたとおり正しい位置、勾配、形状寸法で施工しなければならない。

第6章 用語の定義と関係法令

要覧における用語の意義は、下記によるものとする。

下水	下水道法第2条による「下水」をいう。
下水道	下水道法第2条による「下水道」をいう。
公共下水道	下水道法第2条による「公共下水道」をいう。
流域下水道	下水道法第2条による「流域下水道」をいう。
都市下水路	下水道法第2条による「都市下水路」をいう。
終末処理場	下水道法第2条による「終末処理場」をいう。
排水区域	下水道法第2条による「排水区域」をいう。
処理区域	下水道法第2条による「処理区域」をいう。
公共用水域	水質汚濁防止法第2条による「公共用水域」をいう。
汚水	下水道法第2条による「汚水」をいう。
排水設備	下水道法第10条による「排水設備」をいう。
特定施設	水質汚濁防止法第2条による「特定施設」をいう。
除害施設	下水道法第12条による「除害施設」をいう。
衛生器具	水を供給するために設けられた給水器具、液体若しくは洗浄されるべき汚物を受け入れるために設けられた水受け容器、又は、それを抽出するために設けられた排水器具及びそれらの付属品をいう。
インバート	下水の流下を円滑にするために、ますなどの底部に設けられた道水路をいう。
トラップ	衛生器具又は排水系統中の装置として、その内容に封水をもち、排水の流れに支障を与えることなく、排水管中の臭気が排水口から屋内に浸入してくるのを阻止することができる器具又は装置をいう。
器具トラップ	各種衛生器具に適応した形状及び構造をもった衛生器具に付属したトラップをいう。
トラップ封水深	トラップ底部の内面上部の最下端とトラップ下流のあふれ面の内面下端との間の鉛直距離をいう。
二重トラップ	下水の流れの方向に2つ以上のトラップを設け、その間に有効な通気管がない場合をいう。
雑排水	厨房その他の設備から排除される、し尿を含まない汚水をいう。
通気管	トラップ封水が背圧等によって破封されるのを防止し、排水系統内の空気の流動を円滑にするために設ける管をいう。
阻集器	汚水処理をするにあたり、排水中に含まれる有害又は、望ましくない物質の流下を阻止、分離及び収集して、残りの水のみを自然流下により排水できる形状、構造をもった器具又は装置をいう。

関 係 法 令 一 覧

1. 下水道法 (昭和 33 年 4 月 24 日法律第 79 号)
(平成 8 年 6 月 5 日法律第 59 号改定)
2. 下水道法施行令 (昭和 34 年 4 月 22 日法律第 147 号)
(平成 7 年 7 月 14 日政令第 290 号改正)
3. 下水道法施行規則 (昭和 42 年 12 月 19 日建設省令第 37 号)
(平成 6 年 1 月 27 日政建設省令第 3 号改正)
4. 豊明市下水道条例 (平成 3 年豊明市条例第 2 号)
(平成 9 年 3 月 24 日条例第 21 号改正)
5. 建築基準法 (昭和 25 年 5 月 24 日法律第 201 号)
(平成 7 年 2 月 26 日号外法律第 13 号改正)
6. 建築基準施行令 (昭和 25 年 11 月 16 日号外政令第 338 号)
(平成 7 年 5 月 24 日号政令第 214 号改正)
7. 建築基準施行令の規定に基づく建築物に設ける飲料水の配管設備及び排水のための配管設備を安全上及び衛生上支障のない構造とするための基準
(昭和 50 年 12 月 20 日建設省告示第 1597 号)
(昭和 62 年 11 月 14 日建設省告示第 1924 号改正)
8. 建築物における衛生環境の確保に関する法律
(昭和 45 年 4 月 14 日号法律第 20 号)
(平成 6 年 7 月 1 日号外法律第 84 号改正)
9. 建築物における衛生環境の確保に関する法律施行令
(昭和 45 年 10 月 12 日号外政令第 304 号)
(平成 6 年 3 月 24 日号政令第 264 号改正)
10. 建築物における衛生環境の確保に関する法律施行規則
(昭和 46 年 1 月 21 日厚生省令第 2 号)
(平成 6 年 12 月 14 日号外厚生省令第 77 号改正)
11. 消防法施行規則 (昭和 36 年 4 月 1 日号外自治省令第 6 号)
(平成 6 年 11 月 28 日自治省令第 91 号改正)
12. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
(昭和 45 年 12 月 25 日号外法律第 137 号)
(平成 7 年 5 月 12 日号外法律第 91 号改正)
13. 道路法 (昭和 27 年 6 月 10 日号外法律第 180 号)
(平成 7 年 4 月 21 日号法律第 75 号改正)
14. 道路交通法 (昭和 35 年 6 月 25 日法律第 105 号)
(平成 7 年 4 月 21 日号外法律第 74 号改正)
15. 悪臭防止法 (昭和 46 年 6 月 1 日法律第 91 号)
(平成 7 年 4 月 21 日号外法律第 71 号改正)
16. 環境基本法 (平成 5 年 11 月 19 日法律第 91 号)

排水設備等工事計画確認申請書

年 月 日

下水道管理者
豊明市長 殿

住 所
フリガナ 印
申請者氏名
電 話

下記のとおり排水設備工事の計画を確認してください。

記

工 事 種 別	新設、増設、改築、変更	告示年月日	※ 年 月 日
設 置 場 所	豊明市		
土 地 所 有 者	住所 氏名		印
家 屋 所 有 者	住所 氏名		印
排 水 設 備 使 用 者	住所 氏名		印
使用水の区分	水道 井戸 水道・井戸併用 その他()		
使 用 人 数	世帯 人(又は従業員数)	敷地面積	m ²
汚 水 の 区 分	家庭用、営業用(業種) 公共用、工場用(業種)		
汚 水 排 出 量	(家庭用以外記入)日最大	m ³	月平均 m ³
工 事 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
指 定 工 事 店	住所 氏名		印
取 付 管	有(箇所)・無・自己負担箇所数 箇所		
汚水接続ますの費用負担	公費・自費(箇所)		
添 付 書 類	豊明市排水設備施行要覧 第3章第3節4(2)による。		
備 考	水洗便所改造資金融資あつせん 申請する・申請しない	※負担金確認	完納・未納 (年度 期分 未納)

- (注) 1 変更の場合は、備考欄に当初の指令番号及び変更理由を記入すること。
 2 この申請書は、正副2部提出すること。
 3 ※は、記入しないでください。
 4 申請者が法人にあっては、その主たる事務所の所在地、その名称及び代表者氏名を記入すること。

排水設備等工事完了届

年 月 日

下水道管理者

豊明市長 殿

住 所

フリガナ

届出者 氏 名

電 話

印

下記のとおり排水設備等工事が完了しました。

記

設 置 場 所	豊明市
工 事 種 別	排水施設 除害施設
工 事 完 了 年 月 日	年 月 日
指 定 工 事 店	

(注) 届出者が法人にあっては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名を記入すること。

様式第7号(第6条関係)

検 査 済 証

年 月 日

様

下水道管理者
豊明市長



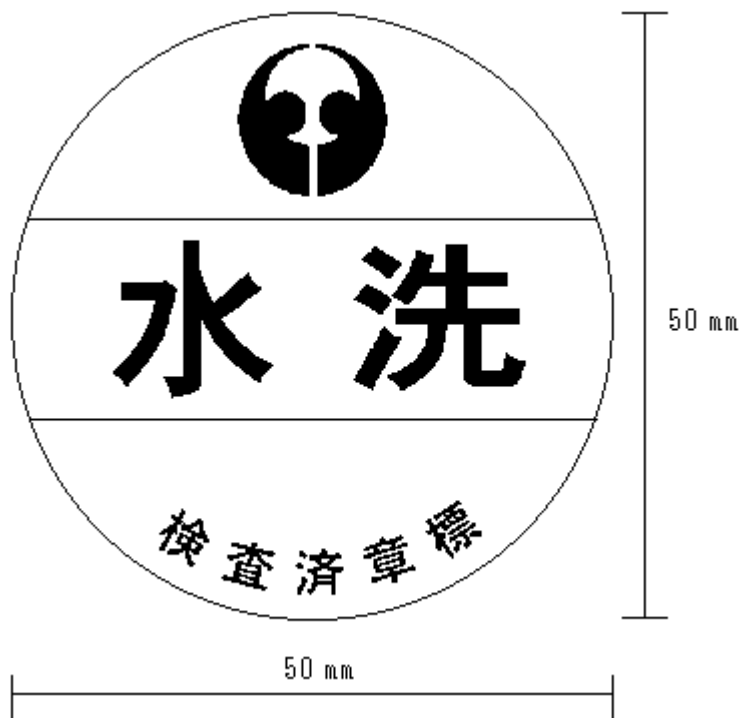
下記のとおり交付します。

記

検査済証番号	第 号
検査年月日	年 月 日
工事計画確認 受付番号	第 号
検査区分	<input type="checkbox"/> 新 設 <input type="checkbox"/> 増 設 <input type="checkbox"/> 改 築
	<input type="checkbox"/> 汚水設備 <input type="checkbox"/> 水洗便所改造 <input type="checkbox"/> 浄化槽撤去 <input type="checkbox"/> 雨水設備 <input type="checkbox"/> 除害施設 <input type="checkbox"/> その他
設置場所	豊明市
備 考	

様式第8号(第6条関係)

水洗施設検査済章標



備考	地	色	黄	色
	水洗の文字	質	ゴシック体	
	材	質	テトロンフィルム	
	文	地	刻	印

様式第10号(第9条関係)

公 共 下 水 道 使 用
開始・休止・廃止・再開届

年 月 日

下水道管理者
豊明市長 殿

住 所
フリガナ
届出者 氏 名 印
電 話

届出者と使用者が異なる場合は、この欄も記入		
使 用 者	住 所	
	氏 名	
	電 話	

下記のとおり公共下水道の使用を、開始・休止・廃止・再開しました。

記

排水設備設置場所	豊明市
開始等年月日	年 月 日

(注) 届出者が法人にあっては、その主たる事務所の所在地、その名称及び代表者氏名を記入すること。

排水設備使用者変更届

年 月 日

下水道管理者
豊明市長 殿

	住 所	
	フリガナ	
新使用者	氏 名	印
	電 話	
	住 所	
	フリガナ	
旧使用者	氏 名	印
	電 話	


上記のとおり排水設備の使用者を変更しました。

記

排水設備設置場所	豊明市
変更年月日	年 月 日
変更理由	

(注) 使用者が法人にあっては、その主たる事務所の所在地、その名称及び代表者氏名を記入すること。

汚 水 接 続 ま す 設 置 申 請 書

<p>1 市負担で設置してください。 ますの箇所数 (個)</p> <p>2 個人負担により設置します。 ますの箇所数 (個)</p>	申請地の地名地番等				土地所有者欄			
					(この欄は、借地関係のある場合のみ記入してください。)			
	受益者 番号		受 益 面 積	m ²	住所 _____			
				氏名 _____				
<p>汚水接続ますを、見取図の位置に設置するよう申請します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>豊明市長 殿</p> <p>申請者 住所 _____</p> <p>氏名 _____ 印</p> <p style="text-align: right;">電話</p>	見 取 図							方位
								
(注意) 複数のますを設置する場合は、そのますの負担区分を表示すること。								

汚水接続ます設置承諾書

年 月 日

豊明市長 殿

(甲)土地所有者
住所 _____
氏名 _____ 印
電話 _____

上記以外の権利者
住所 _____
氏名 _____ 印

(乙)申請者
住所 _____
氏名 _____ 印
電話 _____

甲は、下記の土地について、豊明市汚水接続ます設置要綱に基づき乙が使用する汚水接続ます等を設置することに対して、異議なく承諾します。

土地の 表示	豊明市
-----------	-----

物件設置(変更)許可書

年 月 日

様

下水道管理者
豊明市長



年 月 日付けで許可申請のありました物件設置(変更)について、下記のとおり許可します。

記

許可番号及び年月日	指令 第 号 年 月 日			
設 置 場 所	豊明市			
設 置 目 的 変 更 の 場 合 は そ の 理 由				
設 置 物 件	種 類		構 造	
	面 積	m ²	延 長	m
設 置 期 間	年 月 日から 年 月 日まで			
工 事 期 間	年 月 日から 年 月 日まで			
条 件 及 び 指 示 事 項				

除害施設工事計画確認申請書

年 月 日

下水道管理者

豊明市長

殿

住 所

フリガナ

申請者 氏 名

印

電 話

下記のとおり除害施設工事の計画を確認してください。

記

工 事 種 別	新設、増設、改築、変更	告示年月日	※	年 月 日	
設 置 場 所	豊明市				
土 地 所 有 者	住所 氏名	印	除 害 施 設 の 種 類		
家 屋 所 有 者	住所 氏名	印			
排 水 設 備 使 用 者	住所 氏名	印			
指 定 工 事 店	住所 氏名		印		
汚 水 の 水 質 等					
水素イオン濃度	pH	総 ク ロ ム	mg/l	総 水 銀	mg/l
生物化学的酸素 要求量	mg/l	フ ェ ノ ール	mg/l	アルキル水銀	mg/l
浮 遊 物 質 量	mg/l	鉄	mg/l	P C B	mg/l
ヨウ素消費量	mg/l	マ ン ガ ン	mg/l	排 水 量	m ³
ノルマヘキ サン抽出物質	mg/l	ふ つ 素	mg/l	(m ³ /日)	
窒 素	mg/l	カ ド ミ ウ ム	mg/l	温 度	℃
り ん	mg/l	シ ア ン	mg/l	備 考	
銅	mg/l	有 機 り ん	mg/l		
亜 鉛	mg/l	鉛	mg/l		
	mg/l	六 価 ク ロ ム	mg/l		
	mg/l	ひ 素	mg/l		

- (注) 1 変更の場合は、備考欄に当初の指令番号及び変更理由を記入すること。
 2 この申請書は、正副2部提出すること。
 3 ※は、記入しないでください。
 4 申請者が法人にあっては、その主たる事務所の所在地、その名称及び代表者氏名を記入すること。

除害施設工事計画確認書

指令 第 号
年 月 日

住 所
氏 名 様

下水道管理者
豊明市長

印

年 月 日付けで申請の除害施設工事計画確認申請書のとおり確認します。
ただし、下記の条件を守ってください。

記

除害施設管理責任者選任(変更)届

年 月 日

下水道管理者
豊明市長 殿

住 所
フリガナ
設置者 氏 名
電 話 印

豊明市下水道条例第12条の規定により下記のとおり届け出ます。

記

工事又は事業場の名称	
工場又は事業場の所在地(設置場所)	豊明市
除害施設の種類	
除害施設管理責任者	住所 氏名 電話
備 考	

(注) 設置者が法人にあっては、その主たる事務所の所在地、その名称及び代表者氏名を記入すること。

承認
 公共下水道に関する工事又は施設の維持管理 申請書
 変更承認

年 月 日

下水道管理者 豊明市長 殿

住 所

氏 名

印

電 話

担当者

下水道法第16条の規定による工事施行の（承認・変更承認）を受けたいので、
 下記により申請いたします。

記

1	目 的	
2	場 所	
3	工事期間	年 月 日から 年 月 日まで
4	添付図書	1位置図 2平面図 3公図・整理図 4縦断図 5横断図 6標準断面図 7断面図 8構造図 9保安設備図 10利害関係人がある場合その意見書 11その他()
5	指定工事店	(住所) (電話) (社名) (氏名)

下水道に関する工事の設計及び維持管理承認書

指令豊下第占一 号

年 月 日

上記のとおり承認します。ただし、次の条件を守って下さい。

下水道管理者 豊明市長

印

承認の条件 別紙条件事項のとおり。

公共下水道占用(変更)許可申請書

年 月 日

下水道管理者
豊明市長

殿

住 所
フリガナ
申請者 氏 名
電 話

印

豊明市下水道条例第24条の規定により下記のとおり申請します。

記

占 用 場 所	豊明市			
占用目的変更 の 場 合 は そ の 理 由				
占 用 物 件	種 類		構 造	
	面 積	m ²	延 長	m
設 置 期 間	年 月 日から 年 月 日まで			
工 事 期 間	年 月 日から 年 月 日まで			
工 事 施 行 者	電話			
許 可 番 号 変 更 の 場 合 の み 記 入	指令 第 号			
添 付 書 類	1 物件等を設置する場所を標示した平面図 2 物件等の配置及び構造を標示した図面			

(注) 申請者が法人にあつては、その主たる事務所の所在地、その名称及び代表者氏名を記入すること。

物件設置(変更)許可申請書

年 月 日

下水道管理者
豊明市長 殿

住 所
フリガナ
申請者 氏 名 印
電 話

豊明市下水道条例第22条の規定により下記のとおり申請します。

記

区 分	<input type="checkbox"/> 公共下水道 <input type="checkbox"/> 都市下水路			
設 置 場 所	豊明市			
設置目的変更の場合はその理由				
設 置 物 件	種 類		構 造	
	面 積		延 長	m
設 置 期 間	年 月 日から 年 月 日まで			
工 事 期 間	年 月 日から 年 月 日まで			
工 事 施 行 者	電話			
許可番号変更の場合のみ記入	指令 第 号			
添 付 書 類	1 物件を設置する場所を標示した平面図 2 物件の配置及び構造を標示した図面			

(注) 申請者が法人にあっては、その主たる事務所の所在地、その名称及び代表者氏名を記入すること。

物件設置(変更)許可書

年 月 日

様

下水道管理者
豊明市長



年 月 日付けで許可申請のありました物件設置(変更)について、下記のとおり許可します。

記

許可番号及び年月日	指令 第 号 年 月 日			
設 置 場 所	豊明市			
設 置 目 的 変 更 の 場 合 は そ の 理 由				
設 置 物 件	種 類		構 造	
	面 積	m ²	延 長	m
設 置 期 間	年 月 日から 年 月 日まで			
工 事 期 間	年 月 日から 年 月 日まで			
条 件 及 び 指 示 事 項				